

マイナンバーカードの取り扱い

1. マイナンバーカードの利用と取り扱い



マイナンバーカードは「国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関」などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類として、また顔写真付きの身分証明書としてもご活用できます。その際、カードの表面（顔写真のある面）は、所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、カードの裏面（マイナンバーが記載されている面）については、公的機関に限りコピーが許されておりますので、ご注意ください。なお、マイナンバーカードは交付時に目隠し付きカードケースへ入れお渡ししております。

マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書を活用することにより行政手続のオンライン申請や、コンビニでの公的な証明書の取得等も可能となります。

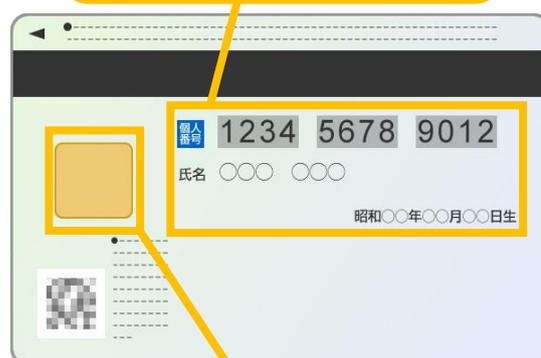


【表面】



〈カードの有効期限〉

【裏面】



個人番号(マイナンバー)
氏名
生年月日

〈顔写真〉

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
なりすましはできません。

〈追記欄〉

引っ越しや婚姻届等で、住所や氏名などが変更となった場合はこちらに記載されます。

〈ICチップ〉

署名用電子証明・利用者証明用電子証明、2つの電子証明が入っています。

2. 住所、氏名等に変更があった場合



引っ越しや婚姻届等で住所や氏名などが変更となった場合は、住民登録している市区町村窓口にてマイナンバーカードの券面記載事項を変更する必要があります。また、マイナンバーカードに記録されている電子証明書のうち、署名用電子証明書は自動的に失効となりますので、新たに署名用電子証明書の発行が必要となります。

住所や氏名の変更を届け出る際はマイナンバーカードを忘れずにお持ちください。

注) 転入届の手続き後、継続利用の手続きを行わないまま90日を経過すると、マイナンバーカード自体が失効となりますのでご注意ください。

3. 電子証明書について

電子証明書とは、間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。マイナンバーカードに記録されている電子証明書は、2種類あります。

* **署名用電子証明書**・・・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。(例：e-Tax等の電子申請など)

数字とアルファベットを組み合わせた6～16桁のパスワードです。

* **利用者証明用電子証明書**・・・インターネットサイトやコンビニ等の端末にログインする際に利用します。

(例：マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際など)

数字のみ4桁のパスワードです。

このほか、電子証明書の利用に関する情報は、地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイト【<https://www.jpki.go.jp>】に掲載していますので、ご参照ください。

4. マイナンバーカード・電子証明書の有効期限と更新



マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。

電子証明書の有効期限は原則として発行した日から5回目の誕生日までとなります。

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限が近づいてきた方には、地方公共団体情報システム機構から、有効期限通知書をお送りしています。引き続きマイナンバーカード・電子証明書の利用をご希望の場合は、更新申請が必要です。有効期間の満了3か月前（通知書が届いてから）より、住民登録している市区町村窓口にて更新の手続きが可能です。

マイナンバーカード等の有効期間

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上 ～18歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日 (*2)	× (*3)

* 1： 18歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

* 2： 15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

* 3： 15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない（実印に相当するため）。

5. マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

マイナンバーカードは紛失、盗難のないよう大切に取り扱いってください。

設定したパスワードは他人に知られないよう十分注意してください。

交付時に配付された暗証番号記載用紙は大切に保管してください。

パスワードを忘れた場合、住民登録している市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定いただけます。

マイナンバーカードを紛失してしまった場合



直ちに下記の電話番号に連絡し、電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。併せて警察にも遺失届を提出してください。

注) マイナンバーカードを紛失して再発行する場合、再発行手数料がかかります。(マイナンバーカード再発行手数料800円、電子証明書再発行手数料200円)

マイナンバーについてのお問い合わせ

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

0120-95-0178
マイナンバー

（紛失等の場合24時間365日対応）

【受付時間】

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分 （年末年始を除く）

【お問い合わせ先】 鶴田町役場町民生活課 0173-22-2111(153・154)